

看護師をめざす学生の皆さんの 家賃を補助します！



対象者

*次の全てに該当する方

1. 令和6年4月1日以降、朝倉市内にある看護師養成学校に入学された方
2. 学校から住民票に記載されている住所までの距離が25km以上あり、公共の交通機関による通学が困難な方
※通学のために市内に住民票を異動した方は、異動前の住民票に記載されている住所までの距離
3. 学校が寮として規定している住宅(学生寮など)に居住しているか、または、朝倉市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し居住している方
4. 家賃について他の補助金の交付を受けていない方

補助対象

家賃のみ ※共益費、管理費、駐車場使用料、その他の居住以外の費用を除く
上限2万5千円/月 (家賃が2万5千円に満たない場合は、実際の家賃の額)

申請に必要なもの

- ①看護学生に対する家賃補助金交付申請書(様式第1号)
- ②看護学生であることを証明する書類の写し
- ③民間賃貸住宅の賃貸借契約書等の写し
- ④寮に居住していることが分かる書類の写し
- ⑤家賃が分かる書類の写し

申請時期:

対象者となった日から
(実績報告までには申請をお願いします。)

実績報告等

- ⑥看護学生に対する家賃補助金実績報告書兼請求書(様式第6号)
- ⑦補助金の対象となる月の家賃を支払ったことを証明する書類

※実績報告と請求の時期

前期分:4月~9月分→10月15日までに提出

後期分:10月~3月分→3月分の支払い後速やかに提出

対象期間

入居日(入学後以降)から1年間 (最長3年間)

注意事項

1. 申請内容に変更があった場合は、看護学生に対する家賃補助金変更交付申請書に必要書類を添付して提出してください。
2. 民間賃貸住宅は、市内の住宅に限ります。
3. 一人最長3年間の補助になります。休学等の理由により、3年間補助できない場合があります。
4. この補助金は所得税や住民税における課税所得「雑所得」にあたります。申告の時期になりましたら、確定申告または住民税申告をお願いします。

詳しい内容はこちらから



お問い合わせ先

朝倉市役所 健康課

TEL 0946-22-0399